

全建労発第 57 号  
平成 29 年 12 月 21 日

各都道府県建設業協会会長 殿

一般社団法人 全国建設業協会  
会 長 近 藤 晴 貞  
〔公 印 省 略〕

建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する基本的な計画を  
踏まえた取組みへの協力依頼について

時下、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、「建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律」（平成 28 年法律第 111 号）に基づく基本計画（平成 29 年 6 月閣議決定）においては、一人親方に対する労災保険の特別加入の積極的な促進を徹底することや業務の特殊性や作業の実態を踏まえた安全衛生に関する知識習得を支援することが盛り込まれたところです。

今般、厚生労働省大臣官房審議官及び労働基準局安全衛生部長から、別添のとおり建設工事に従事する一人親方が安心して働くことができるための取組みとして、事業主及び一人親方向けのリーフレットを作成し、労働災害防止並びに労災保険制度に関して周知徹底を図るとともに、一人親方に対しては、併せてその働く実態を把握するため、当該リーフレット及びインターネットを活用したアンケートを実施することとし、本会に対し周知協力依頼がありました。

つきましては、貴協会会員の皆様及び建設現場に入場する一人親方の皆様等に対する機会を捉えた周知に関して、ご協力下さいますようお願い申し上げます。

以 上

担当：労働部 又木

労災発 1215 第 1 号  
基安発 1215 第 1 号  
平成 29 年 12 月 15 日

一般社団法人全国建設業協会 会長  
近藤 晴貞 殿

厚生労働省  
大臣官房審議官（労災、賃金担当）



労働基準局安全衛生部長



建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する基本的な計画  
を踏まえた取組みへの協力依頼について（周知等依頼）

平素より、安全衛生行政の推進及び労災保険制度の運営に御理解・御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、本年 3 月に施行された「建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律」（平成 28 年法律第 111 号）法に基づく基本計画（平成 29 年 6 月閣議決定）においては、一人親方に対する労災保険の特別加入制度への加入の積極的な促進を徹底することや業務の特殊性や作業の実態を踏まえた安全衛生に関する知識習得を支援することが盛り込まれたところです。

これを踏まえ、労働基準局においては、建設工事に従事する一人親方が安心して働くことができるための取組みとして、事業主及び一人親方の皆様に対して、それぞれお伝えしたい事項をまとめたリーフレット（別添 1（事業主向け）及び別添 2（一人親方向け）参照）を配布し、労働災害防止並びに労災保険制度に関して周知徹底を図ると共に、一人親方の皆様の働く実態を把握するため、当該リーフレット及びインターネットを活用したアンケートを実施することといたしました。

つきましては、下記により、傘下会員及び建設現場に入場する一人親方の皆様等に対する機会を捉えた周知に関して、貴会のご協力を賜りますようお願い申し上げます。

## 記

### 1 リーフレットの内容

#### （1）別添 1 について

事業主向けに、一人親方に係る労災保険の適用に関する留意事項をお伝えする

内容となっています。

(2) 別添2について

一人親方向けに、労災保険の特別加入制度のご案内と、高所作業時における安全確保のための留意事項をお伝えする内容となっています。

2 リーフレットの周知方法

別添1及び別添2の電子媒体をお送りしますので、これを貴会ホームページに掲載するとともに、メールマガジン等により、傘下会員にご案内いただきますようお願いいたします。また、会報誌への掲載等、他にも機会があれば、積極的に周知にご協力いただきますようお願いいたします。

3 厚生労働省ホームページ中の労災保険特別加入制度に係る案内ページの周知

今後、厚生労働省ホームページ中の労災保険特別加入制度に係る案内ページに関して、全国の一人親方特別加入団体の一覧を掲載するとともに、上記の一人親方の皆様の実態を把握するためのアンケートをインターネット上でも実施する等、内容の充実を図る予定です。

当該ページ完成後、別途ご案内いたしますので、傘下会員に対してホームページを周知いただきますようご協力をお願いいたします。

建設事業を営む  
事業者の  
皆さまへ

**形式的には一人親方でも、  
実態として労働者である場合は、  
労働者として労災保険の適用  
を行う必要があります。**



一人親方との契約が「雇用契約」ではなくても、働き方が労働者と同様と判断された場合（※）、その方は労働者として取り扱われます。

したがって事業者が、労災保険の加入手続きを行う必要があります。

（※）労働者かどうかの判断についてご不明な場合は、お近くの労働基準監督署にご相談ください。

→ 詳しくは裏面の具体例をご覧ください。

## ～ 適切な労災保険の適用にご協力ください ～

労災保険は、労働者の保護を図るための制度であり、適切な保険の加入が必要です。形式上は「請負」や「委任」の契約形態となっても、

**実態として労働者と同様の働き方**をする場合には、  
一人親方とは扱われません。

その場合には、**個人で労災保険の特別加入をするのではなく、  
直接発注を受けた事業者が使用する労働者として、  
事業主が労災保険の加入手続きを行う必要**があります。



**適切に労災保険料が納付されていない場合には、事業主に、  
追徴金や給付された費用の徴収を行う可能性があります！**

労災保険のご相談は…

**お近くの労働局・労働基準監督署へ**

※ 4 ページに、お問い合わせ先の詳細がありますので、ご覧ください。



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

# 一人親方の労働者性が認められる具体例…

大工募集の広告を見て面接を受け、**大工としてA社と「請負契約」を結んだXさん**の働き方は以下のようなものでした。



|   |                                                                                            |
|---|--------------------------------------------------------------------------------------------|
| ① | A社との請負期間中に <b>他社の仕事をしたことはありません</b> でした。                                                    |
| ② | A社の現場では大工職人としての仕事のほか、ブロック工事など <b>他の仕事にも従事</b> していました。                                      |
| ③ | 勤務時間の指定はありませんでしたが、 <b>朝7:30に事務所で仕事の指示を受け、事実上17:30まで拘束</b> され、それ以降の作業には <b>手当が支給</b> されました。 |
| ④ | 現場監督からの報告・指示によって、A社から <b>指揮監督を受けて</b> いました。                                                |
| ⑤ | 大工道具はXさん自身の所有物でしたが、 <b>必要な資材等の調達</b> はA社が負担していました。                                         |



このケースでは、XさんとA社の間には実質的な使用従属関係があったと認められ、**XさんとA社の間の契約は「労働契約」とであると認定**されました。  
**この場合、Xさんは労働者として、A社の労災保険の適用を受けることになります。**



## 適切に労災保険に加入していないと…

### 事業主への保険料の遡及・追徴金の徴収

事業主が労災保険料等の納付を怠っていた場合は、最大2年間（3年度分）を遡（さかのぼ）って保険料の徴収を行い、併せて保険料の10%を追徴金として徴収します。

### 給付された費用の徴収

事業主が「**故意**」または「**重大な過失**」により労災保険の加入手続きを行わないときは、療養を開始した日（即死の場合は事故発生日）の翌日から**3年以内**に給付された労災給付の、全部または一部を事業主から徴収します。

\*療養補償給付および介護補償給付は除きます。

#### 労災保険の加入手続きを行わない期間中に、業務災害や通勤災害が発生した場合

##### 1：行政機関から指導等を受けたにもかかわらず、労災保険の加入手続きを行わない場合…

⇒ 事業主が「**故意**」に手続きを行わないものと認定し、当該災害に関して支給された保険給付額の**100%**を徴収します。

##### 2：1には該当しないものの、 労災保険の適用事業となった時※から1年を経過してなお手続きを行わない場合…

⇒ 事業主が「**重大な過失**」により手続きを行わないものと認定し、当該災害に関して支給された保険給付額の**40%**を徴収します。

※ 労災保険の適用事業となった時とは、労働者を1人でも雇い始めたときを指します。



# 労災保険で受けられる主な給付一覧

## 療養（補償）給付

無料で治療が受けられます。



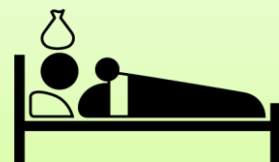
## 遺族（補償）給付

亡くなられた場合、遺族の方に年金または一時金をお支払いします。



## 休業（補償）給付

仕事に行けない日は給料の約8割をお支払いします。



**「労災保険」は  
仕事上や通勤によるケガや  
病気に対して、必要な保険  
給付を行う制度です。**

介護を受けている場合、その費用をお支払いします。



## 介護（補償）給付

障害が残った場合、年金または一時金をお支払いします。



## 障害（補償）給付

# お問い合わせ先一覧

## 《お近くの労働基準監督署または都道府県労働局》

| 都道府県労働局労働基準部労災補償課 |              |     |              |
|-------------------|--------------|-----|--------------|
| 北海道               | 011(709)2311 | 滋賀  | 077(522)6630 |
| 青森                | 017(734)4115 | 京都  | 075(241)3217 |
| 岩手                | 019(604)3009 | 大阪  | 06(6949)6507 |
| 宮城                | 022(299)8843 | 兵庫  | 078(367)9155 |
| 秋田                | 018(883)4275 | 奈良  | 0742(32)0207 |
| 山形                | 023(624)8227 | 和歌山 | 073(488)1153 |
| 福島                | 024(536)4605 | 鳥取  | 0857(29)1706 |
| 茨城                | 029(224)6217 | 島根  | 0852(31)1159 |
| 栃木                | 028(634)9118 | 岡山  | 086(225)2019 |
| 群馬                | 027(896)4738 | 広島  | 082(221)9245 |
| 埼玉                | 048(600)6207 | 山口  | 083(995)0374 |
| 千葉                | 043(221)4313 | 徳島  | 088(652)9144 |
| 東京                | 03(3512)1617 | 香川  | 087(811)8921 |
| 神奈川               | 045(211)7355 | 愛媛  | 089(935)5206 |
| 新潟                | 025(288)3506 | 高知  | 088(885)6025 |
| 富山                | 076(432)2739 | 福岡  | 092(411)4799 |
| 石川                | 076(265)4426 | 佐賀  | 0952(32)7193 |
| 福井                | 0776(22)2656 | 長崎  | 095(801)0034 |
| 山梨                | 055(225)2856 | 熊本  | 096(355)3183 |
| 長野                | 026(223)0556 | 大分  | 097(536)3214 |
| 岐阜                | 058(245)8105 | 宮崎  | 0985(38)8837 |
| 静岡                | 054(254)6369 | 鹿児島 | 099(223)8280 |
| 愛知                | 052(855)2147 | 沖縄  | 098(868)3559 |
| 三重                | 059(226)2109 |     |              |

監督署 所在地 |

検索

### 労働基準監督署の所在地一覧

[http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/roudoukijun/location.html](http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/location.html)

## 《労災保険相談ダイヤル》 0570-006031 / 受付時間 平日9:00~17:00

労災保険給付に関する一般的なご質問については、こちらでも受け付けています。

※ ご利用にあたっては、通話料がかかります（全国一律料金）。

## 《厚生労働省のホームページ》 <http://www.mhlw.go.jp>

トップページ「政策について」をクリック

→ 雇用・労働の欄の「労働基準」をクリック

→ 施策情報の「労災補償」へお進みください。

「労災保険」に関する詳しい情報を掲載しています。

# 建設工事に従事する一人親方の皆様へ

## 「労災保険の特別加入」してますか？

建設業の一人親方等のうち、不幸にも毎年80人前後の方が作業中の事故等により死亡していますが、被災者の約45%は労災保険に特別加入していませんでした。

一人親方として働いている場合、作業中や通勤途中に事故に遭ったとしても、労災保険に特別加入していなければ、労災保険からの補償は一切行われないため、治療費の負担や、治療中の収入減などが生活に大きな影響をもたらします。



**万が一の事故の際にも確実な補償を受けられるように、  
労災保険の特別加入を積極的にご検討ください。**

### 労災保険料の求め方

**年間保険料 = 給付基礎日額 × 365 × 保険料率※**

※ 一人親方等（建設事業）であれば 19/1000

- ・ **給付基礎日額**は、保険料の算定に使用されるとともに、休業（補償）給付などの日額単価となります。
- ・ **給付基礎日額が低い場合は、労災保険給付額も少なくなりますので、所得水準に見合った適正な額を申請してください。**

### （例）給付基礎日額 1 万円の場合の 保険料と保険給付内容

#### 【年間保険料】

10,000円 × 365日 × 19/1000 = **69,350円**

#### 【保険給付内容】 ※治療と休業のみ必要な場合

- ・ ①療養（補償）給付については、**給付基礎日額に関係なく、必要な治療が無料**で受けられます。
- ・ ②休業（補償）給付については、例えば、20日間休業した場合、特別支給金と合わせて、以下の額が支給されます。  
**10,000円 × (0.6 + 0.2) × (20 - 3) 日 = 13万6千円**

### 労災保険給付の種類

特別加入者が業務災害または通勤災害により被災した場合、下の6つの保険給付とともに、対応する特別支給金が支給されます。

#### ① 療養（補償）給付

無料で治療が受けられます。または、治療に要した費用を支給します。



#### ② 休業（補償）給付

治療のため労働できない日が4日以上となった場合に、休業特別支給金と合算で、給料の約8割を支給します。



#### ③ 障害（補償）給付

障害が残った場合、障害等級に応じた額の年金か一時金を支給します。



#### ④ 遺族（補償）給付

亡くなられた場合、遺族の方に年金か一時金を支給します。



#### ⑤ 介護（補償）給付

介護を受けている場合、その費用を支給します。



#### ⑥ 葬祭料・葬祭給付

亡くなられた方の葬祭を行う場合に一時金を支給します。



労災保険に特別加入するためには、特別加入団体を経由して、申請手続を行う必要があります。

**まずは、最寄りの労働基準監督署までお問い合わせください。**

▶ 詳しくは、厚生労働省ホームページ内のパンフレット「特別加入制度のしおり」をご覧ください。

※ 「特別加入制度のしおり 一人親方」と検索、または、右のQRコードからアクセスできます。→ → →  
(<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/rousai/040324-6.html>)

QRコード





# 災害発生状況と高所作業時の安全確保

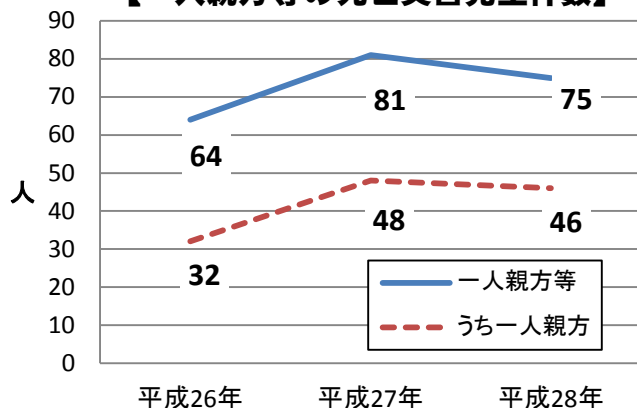
## 発生状況

厚生労働省では、平成26年から、一人親方等の死亡災害の発生件数を把握して、公表しています。一人親方等については、毎年、80人前後の方が亡くなっており、事故の型別では墜落・転落災害が6割となっています。

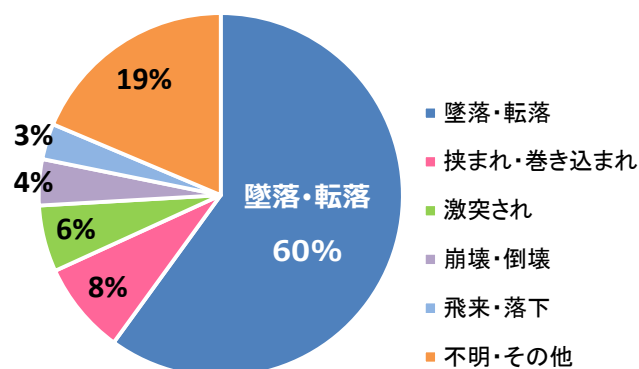
※「一人親方」とは、労働者を使用しないで土木、建築その他の工作物の建設、改造、修理等の事業を行うことを常態とする方で、「一人親方等」とは、これに加えて中小事業主、役員、家族従事者などを含みます。

## 一人親方等の死亡災害発生件数と事故の型別災害発生状況（平成26年～28年）

【一人親方等の死亡災害発生件数】



【事故の型別災害発生状況】



## 安全確保

高さ2 m以上の高所作業では、足場等の設置により、作業床を設けて作業を行うことが原則です。足場には様々な種類がありますが、注文者の理解・協力を得て、本足場のようなできるだけ安全性の高い足場を設置し、使用してください。また開口部等のない足場上の作業であっても、できるだけ安全帯を使用するようにしてください。**安全帯は、皆様の命を守る最後の砦です。**

- ❗ 安全帯は着用だけでなく使用しなければ意味はありません！
- ❗ 作業開始前後には手すり・中さん等が外れていないか点検しましょう！

### ②手すり・中さん等の設置

- ・中さんは35cm～50cmの高さとしましょう。
- ・中さんの代わりにX字型の2本の斜材も使用できます。



### ①作業床の設置

- ・作業床の幅は40cm以上としましょう。
- ・床材と建地（支柱）の隙間は12cm未満としましょう。

## 安全確保

### ③安全帯の使用

- ・一時的に開口部等が生じる場合には必ず安全帯を使用しましょう。